

民間団体向け事業

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業  
(経済産業省、一部国土交通省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

30年度予算額(案)85.0 億円  
 ≪公募開始時期:4月(予定)≫

目的・意義

我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標達成のためには、家庭部門からのCO2排出量を約4割削減する必要があります。その達成には、住宅の省エネルギー性能の向上等を図る必要があります。このために、戸建・集合住宅におけるネット・エネルギー・ハウス(ZEH)のより一層の普及に向けた支援を行います。加えて、既存住宅の省エネ化に資する高断熱建材を用いた住宅の断熱改修に対して支援を行います。また、より低炭素性能の優れた先進素材や再エネ熱活用の普及に向けた支援を行い、住宅の低炭素化を促進します。

事業内容

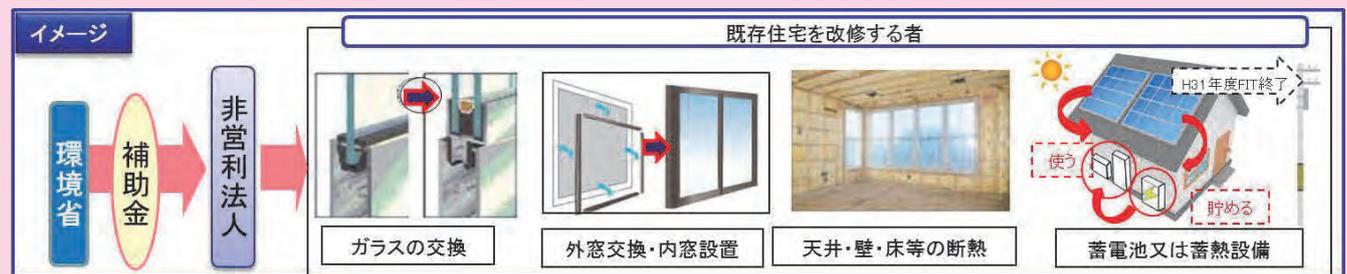
1. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業(経済産業省、国土交通省連携事業)

- (1) ZEH戸建建築支援  
 戸建注文住宅において、ZEHの交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に定額の補助を行います。
  - (2) 低炭素化素材及び先進的な再エネ熱利用技術活用に対する支援  
 ZEHの要件を満たす住宅に、低炭素化に資する素材(CLT、CNF等)を一定量以上使用し、又は先進的な再エネ熱利用技術を活用した戸建住宅を新築・改修する者に定額の補助を行います。
  - (3) ZEH集合住宅(分譲・賃貸)建築支援  
 集合ZEHの要件を満たす分譲集合住宅及び賃貸集合住宅(一定規模以下)を、新築・改修する者に定額の補助を行います。
- ※蓄電池設置支援  
 (1)又は(3)に加えて家庭用蓄電池を設置する際に3万円/kWh(上限額:30万円)を別途補助



2. 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(経済産業省連携事業)

- (1) 既存戸建住宅への高性能建材導入支援  
 既存戸建住宅について、高性能建材導入に係る経費の一部を補助します。
  - (2) 既存集合住宅への高性能建材導入支援  
 既存集合住宅について、高性能建材導入に係る経費の一部を補助します。
- ※太陽光発電設備を設置している既存戸建住宅への家庭用蓄電池・蓄熱設備導入支援  
 住宅用太陽光発電設備(10kWh未満)が設置されており、2.(1)の事業に加え、既存戸建住宅に一定の要件を満たした家庭用蓄電池、又は蓄熱設備を設置する者に対し、設備費と工事費の一部を補助します。



## 補助内容

### [間接補助事業]

#### I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

#### II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

#### 1. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業

##### (1) ZEH戸建建築支援

- ①補助対象者: 戸建住宅を建築・改修する者
- ②対象事業: ZEHの要件を満たす戸建住宅の建築・改修
- ③補助割合: 定額(70万円/戸)

##### (2) 低炭素化素材及び先進的な再エネ熱利用技術活用に対する支援

- ①補助対象者: ZEHの要件を満たす戸建住宅を建築・改修する者
- ②対象事業: CLT、CNF等及び先進的な再エネ熱利用設備の導入費用
- ③補助割合: 定額(上限額:90万円/戸)

##### (3) ZEH集合住宅(分譲・賃貸)建築支援

- ①補助対象者: 集合住宅(分譲・賃貸)を建築・改修する者
- ②対象事業: 集合ZEHの要件を満たす集合住宅(分譲・賃貸)の建築・改修
- ③補助割合: 定額(70万円/戸)

#### ※家庭用蓄電池導入支援

- ①補助対象者: 1. (1)～(3)の事業者
- ②対象事業: 家庭用蓄電池の導入
- ③補助割合: 定額3万円/kWh(上限額:30万円/戸)

#### 2. 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

##### (1) 既存戸建住宅への高性能建材導入支援

- ①補助対象者: 既存戸建住宅を改修する者
- ②対象事業: 既存戸建住宅への高性能建材導入
- ③補助割合: 1/3(上限額:120万円/戸)

##### (2) 既存集合住宅への高性能建材導入支援

- ①補助対象者: 既存集合住宅を改修する者
- ②対象事業: 既存集合住宅への高性能建材導入
- ③補助割合: 1/3(上限額:15万円/戸)

#### ※家庭用蓄電池導入支援

- ①補助対象者: 2. (1)の事業者でかつ住宅用太陽光発電設備が設置済みの者
- ②対象事業: 家庭用蓄電池の導入
- ③補助割合: 設備費: 定額(3万円/kWh、上限:1/3)  
工事費: 定額(5万円/台)

#### ※家庭用蓄熱設備導入支援

- ①補助対象者: 2. (1)の事業者でかつ住宅用太陽光発電設備が設置済みの者
- ②対象事業: 家庭用蓄熱設備の導入
- ③補助割合: 定額(上限額:5万円/戸)

## 補助対象設備

#### 1. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業

- ・ZEH及び集合ZEH実現に寄与する空調、照明、給湯等の導入費用
- ・CLT、CNF等及び先進的な再エネ熱利用設備の導入費用
- ・家庭用蓄電池の設備費及び工事費

#### 2. 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

- ・高性能建材導入に係る経費(設計費、設備費、工事費、諸経費)
- ・家庭用蓄電池、家庭用蓄熱設備の設備費及び工事費

## 賃貸住宅における省CO<sub>2</sub>促進モデル事業(国土交通省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

30年度予算額(案)17.0 億円  
《公募開始時期:4月(予定)》

### 目的・意義

我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標達成のためには、家庭部門からのCO<sub>2</sub>排出量を約4割削減する必要があります。戸建住宅においてはゼロ・エネルギー・ハウスの展開が進んでいますが、賃貸住宅では低炭素価値が評価されておらず、賃料アップや入居者獲得につながらないため、省CO<sub>2</sub>型の賃貸住宅供給や市場展開が遅れています。

そこで、賃貸住宅市場への省CO<sub>2</sub>性能に優れた賃貸住宅の供給促進と、賃貸住宅市場において低炭素価値が評価されるための普及啓発を一体的に行い、賃貸住宅市場を低炭素化することを目的としています。

### 事業内容

#### (1)低炭素型の賃貸住宅の普及促進

一定の環境性能を満たす賃貸住宅を新築・改築する場合に、追加的に必要となる高効率な給湯、空調、照明設備等の導入を支援し、省CO<sub>2</sub>性能に優れた賃貸住宅を普及促進します。

#### (2)賃貸住宅の環境性能の表示による低炭素型賃貸住宅選好の機運の向上と自発的な市場展開

賃貸住宅の環境性能を表示し、賃貸住宅市場における低炭素価値の評価と、インターネット等を活用して広く一般に効果を周知し、消費者が低炭素型の賃貸住宅を選好する機運を高め、自発的な低炭素型賃貸住宅市場の展開を図ります。



### 補助内容

#### 【間接補助事業】

##### I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

##### II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者: 賃貸住宅を建築・管理する者

2. 対象事業 : ①一定の断熱性能を満たし、省エネ基準よりも20%以上省エネな賃貸住宅を新築する事業、又は省エネ基準よりも10%以上省エネな賃貸住宅を改築する事業(再エネ算入可)  
②一定の断熱性能を満たし、省エネ基準よりも10%以上省エネな賃貸住宅を新築する事業、又は省エネ基準と同等以上の賃貸住宅を改築する事業(再エネ算入不可)

3. 補助割合 : ①対象経費の1/2を上限に補助(上限額:60万円/戸)

②対象経費の1/3を上限に補助(上限額:30万円/戸)

### 補助対象設備

#### 【補助対象設備】

空調設備、給湯設備、照明設備、換気設備等

# 先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業

(担当: 地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

30年度予算額(案) 37.0 億円  
《公募開始時期: 4月(予定)》

## 目的・意義

CO2排出量の増加が著しい業務部門と全部門中で温室効果ガス排出量の割合が最大の産業部門の既存ストックに対して、リバースオークションや排出枠取引といった市場メカニズム活用により、先導的な設備導入と運用改善を促進し、効率的にCO2排出量を大幅に削減するものです。本事業を通じて得られる削減に関するデータを活用し、業務・産業部門の削減ポテンシャルを把握し、費用対効果と効率性の高い削減対策について広く情報提供していくこととしています。

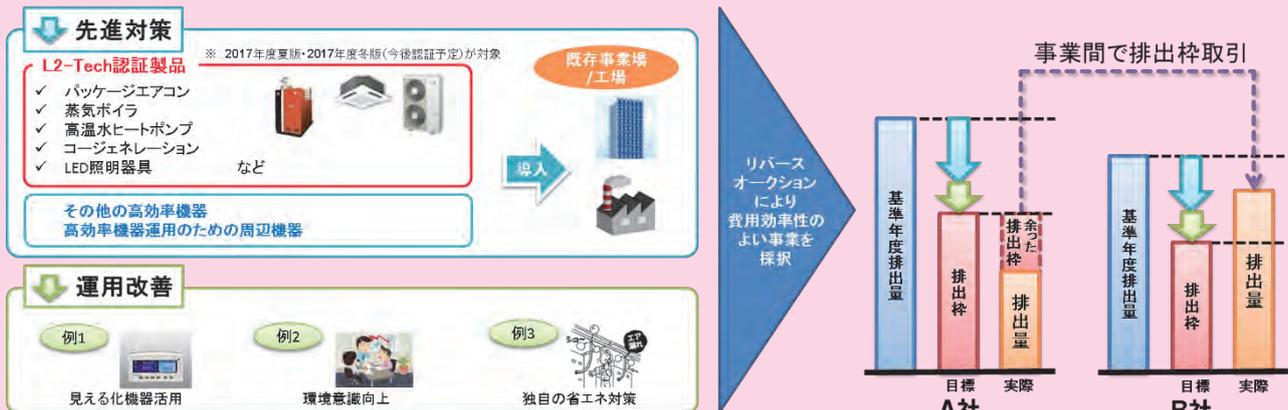
## 事業内容

### (1) L2-Tech認証製品等の導入補助(補助)

業務ビルや工場等において、L2-Tech認証製品等への設備更新(先進対策)と運用改善によりCO2排出量を削減する目標を掲げる事業者に対して、設備補助を行います。削減目標量に未達の事業者は排出枠取引を実施いただきます。

### (2) システム運用、事業運營業務(委託)

参加事業者の排出量・排出枠を管理するシステムの運用・保守、事業運営のためのガイドラインの作成、CO2排出量・削減量検証の査読等を実施します。



## 補助・委託内容

### 【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
  1. 補助対象者: 民間団体等
  2. 対象事業: 業務ビルや工場等におけるL2-Tech認証製品等の先導的機器の導入を行う事業
  3. 補助割合: 対象経費の1/2(L2-Tech認証製品以外は1/3)を上限に補助(上限1.5億円)

### 【委託事業】

- I. 委託対象: 民間団体等
- II. 対象事業: システムの運用、事業運営のためのガイドライン作成などを行う事業

## 補助対象設備・委託対象等

### 【補助対象設備】

空調設備、給湯器、蓄電池などL2-Tech認証製品およびその他のCO2削減に寄与する設備

### 【委託対象】

制度運営、ガイドライン策定、システムの運用・保守など

# 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室)

30年度予算額(案) 3.38 億円

《公募開始時期:4月(予定)》

## 目的・意義

日本の約束草案を達成するためには、各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指します。

本事業では、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」)を踏まえ、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」)、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」)が法に基づいて実施する事業の支援や地方公共団体・企業等と連携した普及啓発活動を促進させることで、地域における地球温暖化防止活動の拡大・定着を図ります。

## 事業内容

### (1) 全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

全国センターが実施する事業である、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態調査、排出抑制を促進する方策、地球温暖化及び温暖化対策に関する調査研究・情報収集・情報提供等を実施します。



＜日常生活実態  
アンケート調査・分析＞



＜優良事例等取組発信＞



＜地域の啓発方法検討・地域センター研修＞

### (2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業

地域センターが実施する事業である、地域における国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態について、地球温暖化防止活動推進員(地球温暖化対策に関する専門知識を有し、普及啓発等の活動経験に富むボランティアとして、住民の身近において地球温暖化対策についての指導や助言等を行う者)も活用した調査、情報収集、普及啓発、地域関係団体との連携等を実施します。



＜地域センターによる地域住民への啓発活動＞

## 補助内容

### [間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
  1. 補助対象者: 地域センター
  2. 対象事業: (2)地域における地球温暖化防止活動促進事業
  3. 補助割合: 定額

## 委託内容

1. 委託対象者: 全国センター
2. 対象事業: (1)全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

## 補助対象設備・委託対象等

### 【委託対象】

全国センターが実施する、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態調査、排出抑制を促進する方策、地球温暖化及び温暖化対策に関する調査研究・情報収集・情報提供等の実施にかかる経費

### 【補助対象】

地域センターが実施する、地域における国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態について、地球温暖化防止活動推進員(地球温暖化対策に関する専門知識を有し、普及啓発等の活動経験に富むボランティアとして、住民の身近において地球温暖化対策についての指導や助言等を行う者)も活用した調査、情報収集、普及啓発、地域関係団体との連携等事業の実施にかかる経費

# 省エネ家電等COOL CHOICE推進事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室)

30年度予算額(案) 10.0億円  
《公募開始時期:4月(予定)》

## 目的・意義

日本の約束草案を達成するためには、家庭部門におけるCO2排出量を約4割削減する必要があります。これを達成するためには、全ての照明をLEDに置き換えることに加え、家庭のエネルギー消費に伴うCO2排出の大きな発生源であるエアコン、冷蔵庫等の主要家電を、2030年までの買換え時に最新型への買換えを促進させる対策が必要です。このため、トップランナー基準によって商品性能を向上させていくことのみならず、消費者側でのトップクラスの省エネ家電(統一省エネルギーラベル5つ星家電等(以下、「5つ星家電等」という。))購入に向けた意識醸成を早急に進めていくことが必要不可欠です。

消費者による5つ星家電等買換えの促進は進んでいない現状を踏まえ、販売店(電子市場や量販店、中小小売店等実店舗)による販売促進を活性化するため、5つ星家電等への買換えを促進する販売事業者に対し、買換え促進成果に応じた経済的インセンティブを付与する事業を行います。また、本事業を通じて事業者の先駆的事例を国で収集しつつ、幅広く事業者も活用できる効果的な買換え促進のための事例集の作成や訴求効果の高い説明資料の作成等もあわせて行います。

## 事業内容

### (1)省エネ家電等マーケットモデル事業

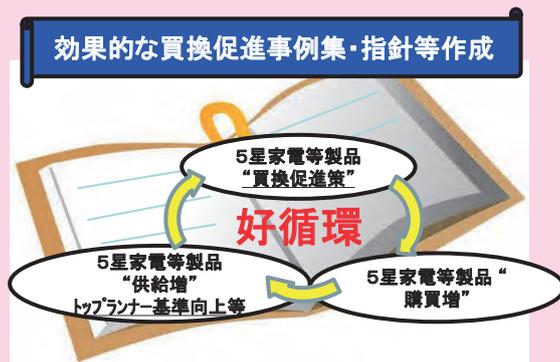
5つ星家電等への買換えを促進する家電販売事業者の販売促進を支援。具体的には、前年度の5つ星家電等対象製品(エアコン、冷蔵庫等)販売数に比べて実施年度の販売数量基準値を超過した場合、家電リサイクル法に従って買換えの際に引き取った旧家電等の基準値からの増加台数分に応じて一定の支援を行う。実店舗の中小小売店においては、LEDシーリングライトと対象家電がセットで買換えが行われた場合、さらなる支援を実施します。

### (2)省エネ家電等マーケット検証・分析等委託事業

省エネ家電等マーケットモデル事業の結果や優良事業者へのヒアリング調査に基づき、事業の成果・効果の検証・分析等を行い、事例集や指針等を作成。その後、家庭部門における地球温暖化対策のための普及啓発活動に活用することで、効果的なCO2削減につなげます。



事業者の5つ星家電等への買換え促進を支援販売促進活動



## 補助内容

### [間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
  1. 補助対象者: 民間企業等
  2. 対象事業: (1)省エネ家電等マーケットモデル事業
  3. 補助割合: 定額

## 委託内容

1. 委託対象者: 民間企業等
2. 対象事業: (2)省エネ家電等マーケット検証・分析等委託事業

## 補助対象設備・委託対象等

### 【補助対象】

5つ星家電等への買換えを促進する家電販売事業者の販売促進事業等の実施にかかる経費  
(具体例)エアコン、冷蔵庫、LEDシーリングライト、COOL CHOICE特設サイト開設

### 【委託対象】

省エネ家電等マーケットモデル事業の結果や優良事業者へのヒアリング調査に基づき、事業の成果・効果の検証・分析等を行い、事例集や指針等の作成等事業等の実施にかかる経費

# 低炭素型廃棄物処理支援事業

(担当: 環境再生・資源循環局廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課)

30年度予算額(案) 20.0億円  
 ≪公募開始時期: 5月(予定)≫

## 目的・意義

CO<sub>2</sub>排出削減及び廃棄物の適正な循環的な利用をさらに推進する観点から、低炭素型の廃棄物処理事業について、事業計画策定から設備導入までを包括的に支援し、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としています。

## 事業内容

### ①事業計画策定支援

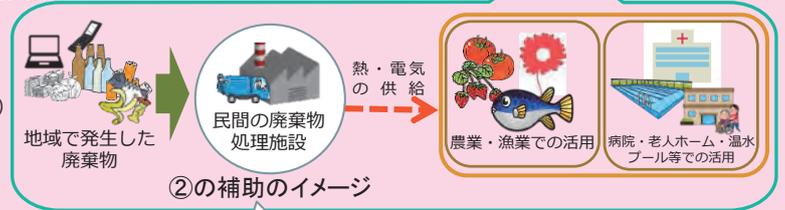
- a 廃棄物由来エネルギー(電気・熱・燃料)を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援
- b 東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響により放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物由来エネルギーを有効利用する事業に係る事業計画の策定を支援



①の補助のイメージ

### ②低炭素型設備等導入支援

- a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置
- b 廃棄物由来燃料製造施設(油化・メタン化・RPF化等)
- c 廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化
- d 廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の設置



②の補助のイメージ

## 補助・委託内容

### 補助内容

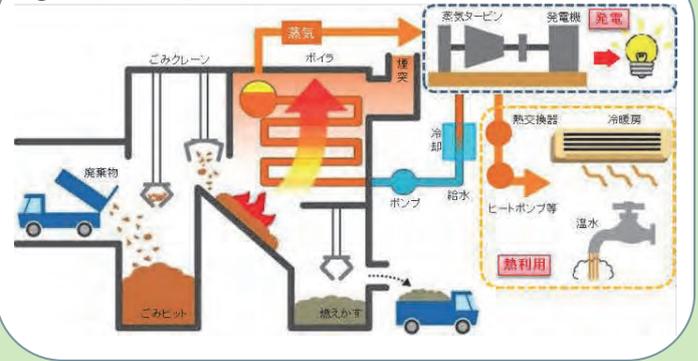
#### 【間接補助事業】

- I 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
  - 1. 補助対象者: 民間企業等
  - 2. 対象事業:
    - ① a 事業計画策定支援
    - ② 低炭素型設備等導入支援
  - 3. 補助割合:
    - ① a 対象経費の2/3を上限に補助
    - ② 対象経費の1/3を上限に補助

#### 委託内容

- 1. 委託対象者: 民間企業等
- 2. 対象事業:
  - ① b 事業計画策定支援

### ② a 廃棄物熱回収施設のイメージ



## 補助対象設備・委託対象等

### 【補助対象設備】

- ① a ② a, b 及び d の事業実施に伴い必要となる事業計画の策定に係る費用
- ② a 廃棄物の焼却等に伴い発生する廃棄物由来エネルギーを電気や熱として回収するために必要となる設備の設置に係る費用
- b 廃棄物からバイオガスや固形燃料等を製造するために必要となる発酵設備や固形化設備等の設置に係る費用
- c 廃棄物処理に要する消費電力等の削減を図るために必要となる設備改修等に係る費用
- 先進環境対応型ディーゼルトラック導入に係る費用
- d 廃棄物系バイオマスから精製した消化ガス等を使用する発電設備等の設置に係る費用

### 【委託対象】

- ① b 計画策定経費、計画策定にかかる調査経費等

# 省CO<sub>2</sub>型リサイクル等高度化設備導入促進事業

(担当:環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室)

30年度予算額(案) 15.0億円  
≪公募開始時期:4月(予定)≫

## 目的・意義

再生可能エネルギー設備等の地球温暖化対策に資する低炭素製品については、急速に導入が進んでおり、リユース・リサイクル段階での省CO<sub>2</sub>化を早期に推進する必要があります。

また、平成29年12月末から中国が行っている廃プラスチックの輸入規制により、早急に国内での資源循環体制を確保する必要があり、高効率で温暖化対策にも資する設備の導入を推進する必要があります。

低炭素製品等に係るリユース、リサイクルについての「省CO<sub>2</sub>型リサイクル等設備技術実証事業」等により実証された技術・システムや、廃プラスチックの国内での高度なリサイクルが可能なものを中心に、エネルギー消費の少ない省CO<sub>2</sub>型の設備導入を進めることにより、低炭素製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び資源循環を同時に推進することを目的とします。

## 事業内容

低炭素製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率向上を図るための省CO<sub>2</sub>型リサイクル等高度化設備を導入に対して、補助を行います。

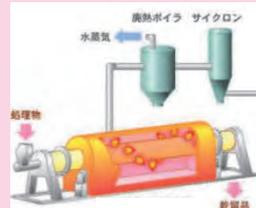
<省CO<sub>2</sub>型リサイクル等高度化設備の例>



太陽光パネルリサイクル設備



太陽光パネルリユース診断設備



炭素繊維強化プラスチックリサイクル設備



樹脂洗浄設備

## 補助内容

### 【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者:民間団体等
2. 対象事業:低炭素製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率向上を図るための省CO<sub>2</sub>型リサイクル等高度化設備を導入する事業
3. 補助割合:対象経費の1/2を上限に補助

## 補助対象設備

### 【補助対象設備】

太陽光パネルリサイクル設備、太陽光パネルリユース診断設備、炭素繊維強化プラスチックリサイクル設備、樹脂の高度なリサイクルに資する異物除去、洗浄および原料化設備等

# 代替燃料活用による船舶からのCO2排出削減対策モデル事業 (国土交通省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化地球温暖化対策事業室)

30年度予算額(案) 2.8億円

《公募開始時期:4月(予定)》

## 目的・意義

近年ではバス等の分野において、代替燃料の活用により更なるCO2排出削減を図る取組が活発化し、船舶分野においても代替燃料の活用による更なるCO2排出削減が期待されており、今後普及の見込まれる代替燃料としては、CO2削減に加え環境(NOx、SOx)性能等に優れたLNG燃料が注目されています。

しかし、LNG燃料船については、ガスエンジンやガス供給システムといった個々の技術開発は終了しているものの、それらの技術を実船に搭載し、実際の海域で航行した際に加わる負荷に応じて、燃焼効率を最適化する制御技術の確立がなされていません。

そこで、本事業はLNG燃料船によるCO2排出削減の最大化を図る技術実証を行い、船舶からのCO2排出量を大幅に削減することを目的とします。

## 事業内容

LNG燃料船において普及が見込まれるデュアル・フューエルエンジン(天然ガスと重油の両方を燃料とするエンジン)は、通常CO2排出量の少ないLNGモードで運航していますが、

・日本で入手可能で流通しているLNGは異常燃焼を起こしやすいため、高度な制御技術が求められること

・実海域での急激な負荷変動が発生した場合、航行安全確保のため自動的に重油モードに切り替わるが、実海域の運航データがないため、本来切替が必要のない負荷変動で切り替わること

等により、燃焼の効率を最適化する制御技術の確立されておらず、LNGモードでの運航割合が下がり、CO2排出削減量が小さくなるという課題があります。

そこで、LNG燃料船の実運航時のCO2排出削減の最大化を図るため、実海域運航データを取得・分析し、ガスエンジン及びガス供給システムの燃焼効率を最適化するための制御技術の確立に取り組みます。



## 補助内容

### [直接補助事業]

1. 補助対象者: 民間団体等
2. 対象事業: LNG燃料船におけるガスエンジン及びガス供給システムの燃焼効率を最適化するための制御技術を確立する事業
3. 補助割合: 対象経費の1/2を上限に補助

## 補助対象設備

設備費: LNG燃料システムに係る機器、部品の購入

設計費: LNG燃料システムを船舶へ配置するための設計、組立作業に係る費用

検証費: LNG燃料船の実海域での就航後、運行データを取得・分析する費用

# 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業(国土交通省連携事業)

(担当:水・大気環境局自動車環境対策課)

30年度予算額(案) 29.7億円  
 ≪公募開始時期:6月(予定)≫

## 目的・意義

トラックは運輸部門CO2排出量の3割強を占めており、排出負荷が高い一方で、乗用車に比べ次世代型車両の大量普及が困難なことから、今後も当面、保有車の9割程度をディーゼル車が占めると見込まれます。このディーゼルトラックの更新需要をトップクラスの燃費レベルに誘導し、保有車の燃費水準向上を図ります。

## 事業内容

走行距離が長く運搬効率の高いトラック運送において、資力の乏しい中小運送業者を対象に、低炭素型ディーゼルトラックの導入を集中的に支援するとともに、エコドライブの実施を徹底させることによって継続的な燃費改善に取り組む経営体制への転換を推進します。標準的燃費水準のディーゼル車と比較して差額の一部を補助します。



### 低炭素型ディーゼルトラック導入



### エコドライブ



### 燃費改善に取り組む 経営体制の構築

## 補助内容

### [間接補助事業]

- I. 環境省が非営利型法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利型法人からの補助(間接補助)
  - 1. 補助対象者: 中小トラック運送業者
  - 2. 補助割合: 標準的燃費水準(燃費水準が2015年度燃費基準+0~5%)の車両との差額の1/3以下  
ただし燃費の劣る旧型車両の廃車を伴う場合は同1/2以下

## 補助対象設備

### 低炭素型ディーゼルトラック

(大・中型は2015年度燃費基準+5%以上、小型は同+10%以上を達成している車)

〈参考〉平成29年度の補助対象例

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号	
大型 (12t 超)	「LPG」 「QPG」	「2PG」 「2RG」
中型 (7.5t 超~12t 以下)	「SPG」 「TPG」 「TRG」	
小型 (3.5t 超~7.5t 以下)	「TRG」 「2RG」	

# 低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

30年度予算額(案) 30.0億円  
《継続事業のみ実施》

## 目的・意義

洋上風力は、再生可能エネルギーの中で最も大きな導入ポテンシャルを有する温暖化対策上不可欠なエネルギーであり、特に、ポテンシャルの7割以上を占める浮体式洋上風力の普及が重要です。

自然環境と調和しつつ浮体式洋上風力発電の事業化を促進するためには、海域動物や海底地質等を効率的かつ正確に調査・把握し、事業リスクを低減することが必要不可欠です。更に、本格的な普及には設置コストの低減が重要であり、設置コストに占める割合の大きい施工コストの低減が必要不可欠です。

本事業は、これらの課題を克服し、浮体式洋上風力発電の本格的な普及促進を目指します。

## 事業内容

○低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業  
特殊な大型作業専用船を用いず、施工の低炭素化や効率化等の手法を確立し、標準技術として普及させていきます。

平成27年度までの環境省事業により、国内初の浮体式洋上風力発電機を開発・実証し、関連技術等を確立



国内初2MW浮体式洋上風力発電機

本格的な普及のためには阻害要因の更なる低減・解消が必要



大型起重機船



施工クレーン台船

洋上施工を低炭素化・高効率化する  
新たな施工手法等を確立

- ◆ 事業リスクを低減するため、効率的かつ正確な洋上海域動物・海底地質等調査手法を確立(平成28年度～平成29年度)
- ◆ 更なる低炭素化・高効率化のため、施工の低炭素化手法や設置コストに占める割合の大きい施工(組立、運搬、係留・ケーブル敷設、風車の組付等)コストを低減する施工手法を確立

## 補助内容

### [直接補助事業]

1. 補助対象者:民間団体等(※平成30年度は前年度からの継続事業のみ実施します。)
2. 対象事業:低炭素かつ効率的な浮体式洋上風力発電の施工手法を確立する事業
3. 補助割合:対象経費の2/3を上限に補助

## 補助対象設備等

事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費

# グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進事業 (うちグリーンボンド発行促進体制整備支援事業)

(担当:総合環境政策統括官グループ環境経済課)

30年度予算額(案) 8.5億円  
 ≪公募開始時期:5月(予定)≫

## 目的・意義

2度目標の達成のために必要な巨額の投資をまかなうためには、再エネ、省エネ等の低炭素化事業への大量の民間投資が不可欠です。このための有効なツールとして、近年、国際的にグリーンボンドが活発に発行されています。

我が国においてもグリーンボンドの発行事例は増えてきているものの、十分に導入が進んでいるとは言えず、グリーンボンド市場の自律的な形成・発展に向けては、その発行支援を的確に行える主体の育成が重要です。

本事業では、我が国におけるグリーンボンドの発行支援体制を整備し、グリーンボンドの発行・投資を促進し、グリーンボンドにより企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に低炭素化事業を実施する取組を強力に支援します。

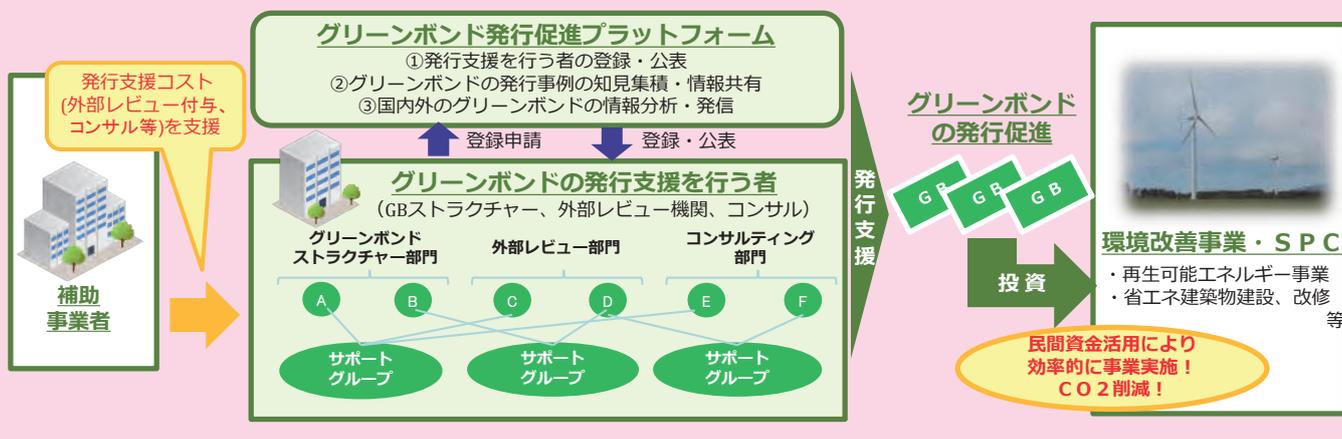
## 事業内容

### (1)グリーンボンド発行促進プラットフォームの整備

グリーンボンドの発行支援を行う者の登録・公表、発行事例の情報共有や国内外の動向分析・情報発信等を行うグリーンボンド発行促進プラットフォームを整備します。

### (2)グリーンボンド発行支援体制の整備

グリーンボンドを発行しようとする企業・自治体等に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援(外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等)を行う主体に対し、その支援に要する費用を補助します。



## 補助・委託内容

[委託事業] (グリーンボンド発行促進プラットフォームの整備)

委託対象者:民間団体等

[間接補助事業] (グリーンボンド発行支援体制の整備)

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた民間団体からの補助(間接補助)
  1. 補助対象者:グリーンボンド発行支援者
  2. 補助率:定額(上限5,000万円)

## 補助対象・委託対象

### 【委託対象】(グリーンボンド発行促進プラットフォームの整備)

- ①グリーンボンド発行促進プラットフォームの整備・保守管理
  - ②グリーンボンド発行支援を行う者のプラットフォームへの登録・公表
  - ③グリーンボンドの発行事例の知見集積・情報共有
  - ④国内外のグリーンボンド等の情報分析・発信
- 等

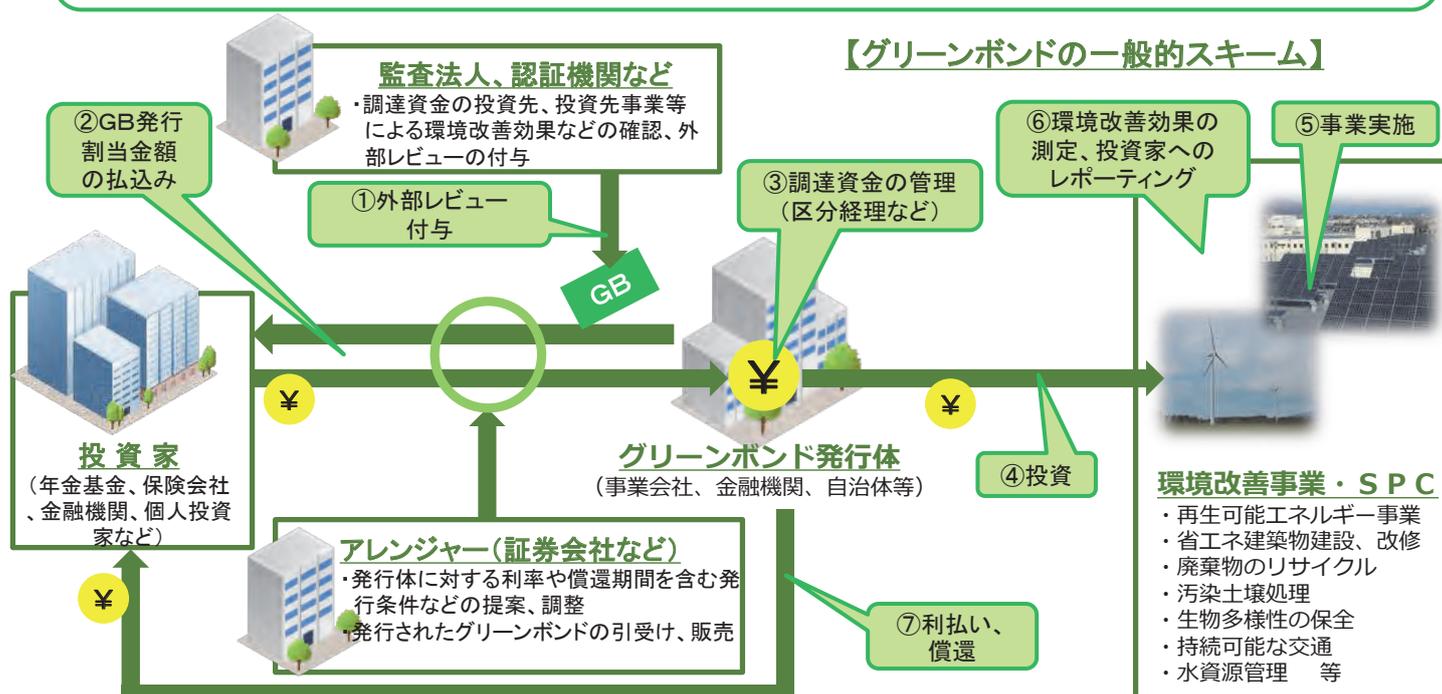
### 【補助対象】(グリーンボンド発行支援体制の整備)

国内におけるCO2排出量削減に資するグリーンボンドを発行しようとする企業・自治体等に対し、発行支援を行おうとする者に対し、その発行支援に要する費用を補助する。

具体的には、外部レビューの付与に要する費用、グリーンボンドフレームワーク整備に係るコンサルティング等に要する費用が補助対象となる。

## (参考) グリーンボンドとは

- 「グリーンボンド」とは、企業、金融機関、自治体等が、**グリーンプロジェクト**（再生可能エネルギー事業、省エネ建築物の建設・改修、環境汚染の防止・管理など）に**要する資金を調達**するために発行する債券。
- 国際的に共通の仕組みはないが、欧米4銀行が策定した「**グリーンボンド原則**」が、市場においてもっとも広く認知されている。同原則においては、通常の債券発行手続に加え、①**調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定**され、②調達資金が確実に**追跡管理**され、③発行後の**レポーティングにより透明性が確保**されること、が必要とされている。
- 更なるグリーンボンド発行・投資の普及のため、平成29年3月28日、**環境省は、「グリーンボンドガイドライン」を策定・公表**。



# 地域低炭素投資促進ファンド事業

(担当:総合環境政策統括官グループ環境経済課)

30年度予算額(案) 48.0億円  
《公募開始時期:4月(予定)》

## 目的・意義

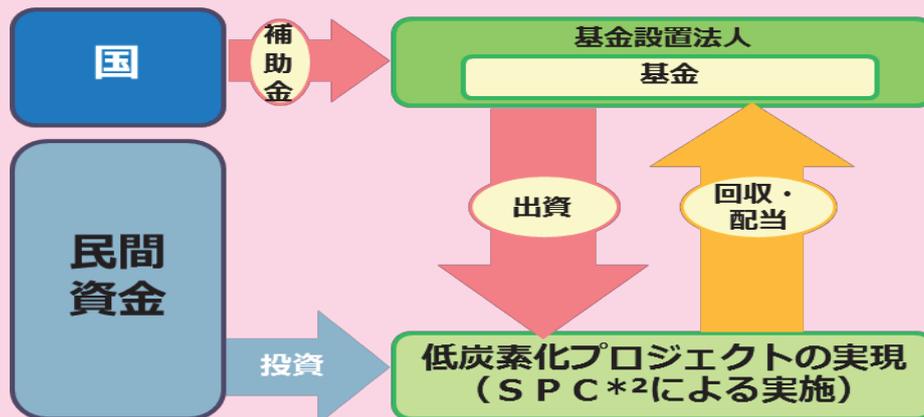
2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠です。本事業では地域における低炭素化プロジェクトを「出資」により支援することにより、これらのプロジェクトに民間資金を呼び込み、低炭素化と地域活性化の同時実現を図ることを目的とします。

## 事業内容

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクト\*に地域の資金を含む民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを出資により支援し、その審査やモニタリングの過程において様々な助言等を行います。

この事業により地域における低炭素化プロジェクトを多数実現させ、低炭素化プロジェクトに関する地域の資金循環の拡大を図ります。

※1 地域の自然資源を活かした再生可能エネルギー事業(固定価格買取制度の認定を受ける太陽光を除く。)など。



※2 Special Purpose Companyの略。特定の事業のみを営むことを目的に設立される会社。

## 補助内容

### [基金事業]

I. 基金設置法人に対し補助金を交付し、同法人が「地域低炭素投資促進ファンド」(基金)を運営

II. 地域低炭素投資促進ファンドからの支援

1. 対象事業の要件:

- 事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること。
- 事業を実施する地域の活性化に資すること。等

2. 出資先:

- 対象事業を行う事業者(対象事業者)

## 支援対象事業

### ●CO2削減及び地域活性化に貢献する以下の事業

- ・再生可能エネルギー事業(風力、中小水力、バイオマス、地熱・温泉熱)
- ・熱融通・供給事業
- ・低炭素運輸システムのためのインフラ整備事業
- ・上記を組み合わせた地域づくり・まちづくりとして実施する事業 等

# 環境金融の拡大に向けた利子補給事業

(担当: 総合環境政策統括官グループ環境経済課)

30年度予算額(案) 15.7億円

《公募開始時期: 5月(予定)》

## 目的・意義

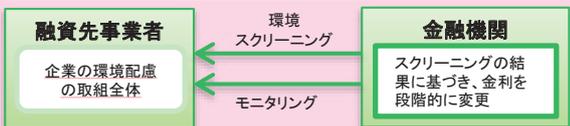
金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図ります。

## 事業内容

以下に掲げる利子補給事業を実施します。

### コーポレートベース 環境配慮型融資の概要

金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資

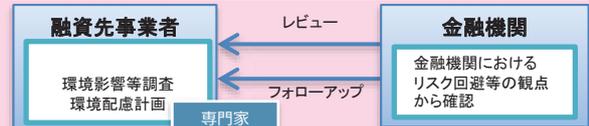


地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関とそうでない金融機関等との連携によるシンジケート・ローンや、金融機関と事業先との相対による融資を対象とする。



### 環境リスク調査融資の概要 プロジェクトベース

金融機関が事業に伴う環境影響の調査等を事業者に求め、その内容をレビューするとともに、環境配慮の取組状況をフォローアップする融資



地域金融機関における環境リスク調査融資の取組向上のため、その基本的枠組みや手続き等を示した指針に基づいて行われる環境リスク調査融資を対象とする。



## 補助内容

### [間接補助事業]

- I. 環境省が執行団体を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた執行団体から金融機関に対し利子補給

#### 1. 環境配慮型融資促進利子補給事業

利子補給対象者: 民間金融機関

条件: 融資を受けた年から3か年以内にCO2排出を3%(又は5か年以内に5%)以上削減。

利子補給率: 年利1%を限度

(※)環境配慮型融資…金融機関が融資先の企業の環境配慮の取組を複数の項目により審査・評価し、その評価結果によって金利を変動する融資。

#### 2. 環境リスク調査融資促進利子補給事業

利子補給対象者: 民間金融機関

条件: CO2排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングの実施。

利子補給率: 年利1.5%を限度

(※)環境リスク調査融資…金融機関が融資先のプロジェクトが及ぼす環境影響について、調査及び環境配慮の取組を求め、その内容及び実施の確認を行う融資。

## 補助対象融資

### 1. 環境配慮型融資促進利子補給事業

環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資。

### 2. 環境リスク調査融資促進利子補給事業

環境リスク調査融資のうち、再生可能エネルギー等の低炭素化プロジェクトへの融資。

# エコリース促進事業

(担当: 総合環境政策統括官グループ環境経済課)

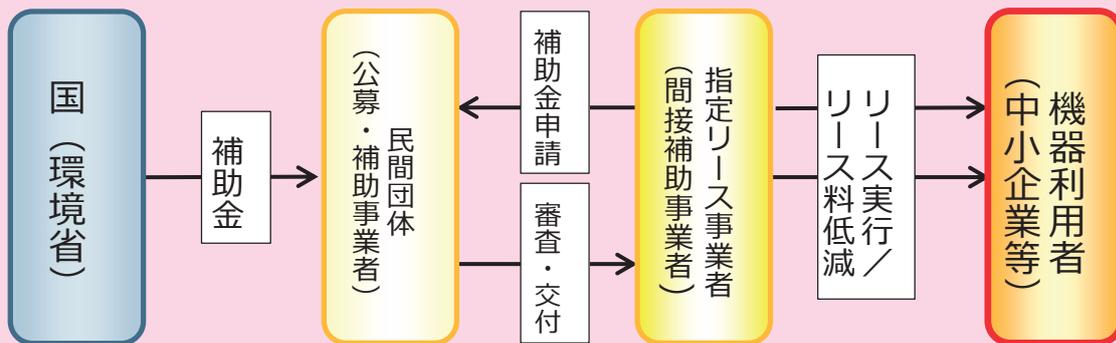
30年度予算額(案) 19.0億円  
《公募開始時期: 5月(予定)》

## 目的・意義

業務部門等での温室効果ガスの排出量は1990年比で大幅に増加しており、業務部門等での大幅な排出削減が急務です。こうした課題の改善に向けて、低炭素機器の導入は効果的ですが、導入時に多額の初期投資費用(頭金)が必要となる点が障壁となっています。そのため、頭金が特に負担となる中小企業等に対して、頭金を必要としない「リース」という金融手法を活用して、低炭素機器の普及を促進することを目的としています。

## 事業内容

低炭素機器をリースで導入した場合に、リース料総額の2%~5%を指定リース事業者に助成(ただし岩手県、宮城県若しくは福島県(以下「東北三県」という。))に係るリース契約は10%)し、リース料の低減を行います。なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は、中小企業や個人事業主等とします。また、国による機器購入に係る他の補助金との併用はできません。



## 補助内容

### [間接補助事業]

I. 環境省が民間団体を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた民間団体からの補助(間接補助)

1. 補助対象者: 環境大臣が一定の要件を満たすと認めた指定リース事業者

2. 補助率: リース料総額の2%~5%を補助

ただし、震災の復興に資するため、東北3県に係るリース契約についてはリース料の10%を補助

## 補助対象設備

### [補助対象設備]

高効率ボイラー、コジェネレーション、高効率工作機械、高効率空調設備、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等

(補助対象設備のイメージ)



高効率  
ボイラー



高効率  
ショーケース



高効率  
冷凍冷蔵庫



ハイブリッド  
建機

# パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業

(担当:総合環境政策統括官グループ環境経済課、地球環境局地球温暖化対策課)

30年度予算額(案) 5.4億円

《公募開始時期:6月(予定)》

## 目的・意義

パリ協定の採択を契機に、国際企業は Science Based TargetsやRE100等の国際イニシアティブへのコミットを続々と表明し、また企業は、投資機関や格付機関からバリューチェーン全体で排出量を管理することが求められています。本事業は、企業による中長期目標策定とバリューチェーンでの削減取組を促進し、投資家から評価される仕組みをつくり、パリ協定に貢献する意思のある企業を後押しします。

## 事業内容

### (1) 中小企業向け環境経営体制構築支援事業(補助)

バリューチェーンの重要な構成者である中小事業者に、環境経営の専門家を派遣し、環境省が策定した手順に従って環境経営体制の構築支援を行い、CO2削減の算定や持続可能な排出量削減を促進します。



### (2) 企業の中長期目標策定推進事業(委託)

Science Based Targets (SBT:企業版2°C目標)やRE100等の国際イニシアティブに関連する最新動向を調査するとともに、事業者向けセミナーの開催等による情報発信を行います。また、公募により決定した企業に対し、最新動向をふまえて個別コンサルテーション等を実施します。本事業では、SBTの認定や、RE100の宣言を目指す企業を積極的に支援します。

### (3) バリューチェーン全体での削減推進事業(委託)

バリューチェーン全体での排出量の管理を促進するため、個別コンサルテーションや事業者向けセミナーの開催等を行います。また、排出量の算定基盤を整備するため、算定ガイドライン等について必要な改訂を行います。

### (4) 環境情報開示基盤整備事業(委託)

事業者のバリューチェーンを含んだCO2排出量等の環境情報等を、投資家の視点で設計された統一的なフォーマットで開示するための基盤整備を推進します。

## 補助・委託内容

### [間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
  1. 補助対象者:民間団体等
  2. 対象事業:(1)中小企業向け環境経営体制構築支援事業
  3. 補助割合:対象経費の1/2を上限に補助(上限20万円)

### [委託事業]

1. 委託対象者:民間事業者等
2. 対象事業:上記(2)(3)(4)の事業

## 補助対象設備・委託対象等

### 【委託対象】

- (1)の事業にかかる専門家・参加事業者人件費及び管理費
- (2)、(3)の事業にかかる調査委託費
- (4)の事業にかかる情報開示基盤の整備及び検討業務

# 二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業

(担当: 地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、  
国際地球温暖化対策担当参事官室、国際連携課国際協力室)

## 目的・意義

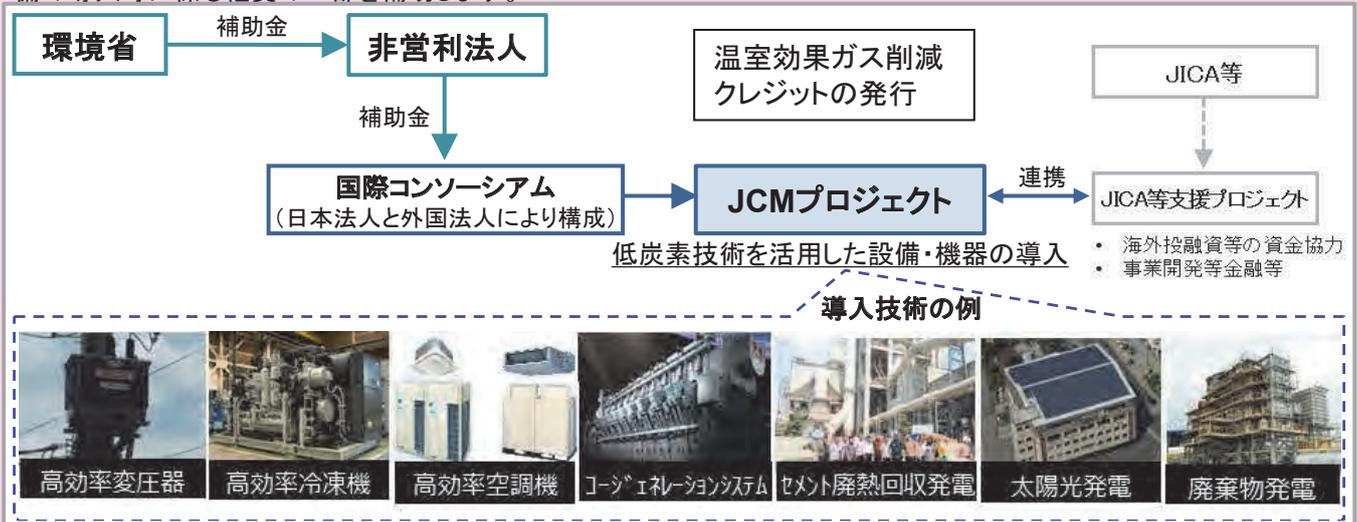
30年度予算額(案) 81.0億円  
《公募開始時期: 4月(予定)》

環境性能に優れた低炭素技術・製品は、一般的にコストが高く、途上国への普及が困難という課題があります。これを踏まえ、初期投資費用の一部について資金支援を行うことで、途上国において優れた低炭素技術を活用した機器・製品等を導入させるとともに、実現した温室効果ガス排出削減量を二国間クレジット制度(JCM)に基づくクレジットとして獲得を目指す「JCM資金支援事業」を行います。

## 事業内容

### (1) プロジェクト補助

途上国において二国間クレジット制度(JCM)を活用したクレジットの獲得を目指し、優れた低炭素技術等を用いた設備の導入等に係る経費の一部を補助します。



### (2) ADB 拠出

アジアにおける開発と低炭素化を同時に実現するため、アジア開発銀行(ADB)の信託基金に拠出を行い、アジア開発銀行が実施するプロジェクトでの優れた低炭素技術の活用を推進し、JCMクレジットの獲得を目指します。

## 補助内容

### (1) プロジェクト補助 [間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者: 民間団体
2. 対象事業: 優れた低炭素技術等を活用してエネルギー起源CO2排出を削減する事業(国際協力機構(JICA)や他の政府系金融機関の出資・融資を受ける事業と連携する事業を含む)
3. 補助割合: 上限: 補助対象経費の50%~30%

### (2) ADB 拠出 [拠出金]

I. 環境省がアジア開発銀行の信託基金に資金を拠出

II. 基金の対象事業

導入コスト高から、ADBのプロジェクトで採用が進んでいない優れた低炭素技術がプロジェクトで採用されるように、ADBの信託基金に拠出した資金で、その追加コストを軽減する事業

## 補助対象設備

途上国において優れた低炭素技術を活用した設備・機器等を対象とする。  
(具体的には、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電等の再生エネルギー分野や、高効率の空調設備、冷凍・冷蔵機、ガスコージェネ等の省エネルギー分野)

# 途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

30年度予算額(案) 14.0億円

《公募開始時期:4月(予定)》

## 目的・意義

我が国の優れた低炭素技術は途上国でのニーズが高く、攻めの地球温暖化外交に不可欠ですが、低炭素技術をそのまま途上国に移転した場合、当該国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の理由から市場に浸透しない可能性があります。

このため本事業では、日本の低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的な再構築し、世界をリードする低炭素技術の普及を通じた低炭素社会の実現、途上国市場の獲得及びCO2削減を同時に達成すること、それと同時に、こうした開発の過程で生み出せたイノベーションにより国内企業のグローバル競争力の強化を目的とします。

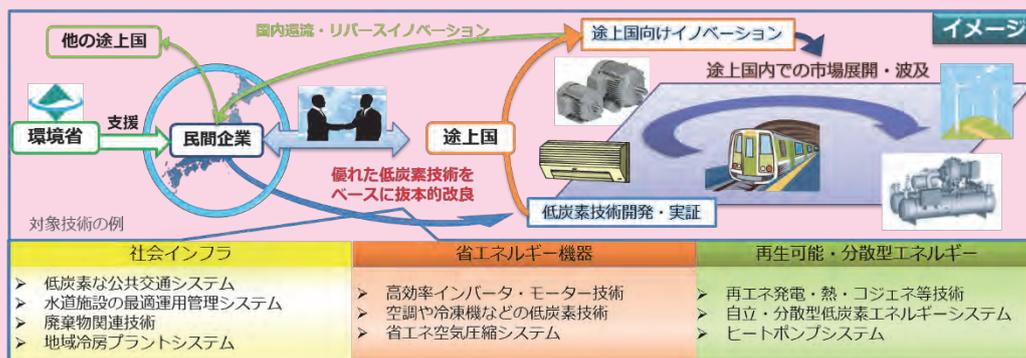
## 事業内容

### (1) 途上国の低炭素技術リノベーション調査・検討等事業(委託)

事業最終年度において、これまでの成果のとりまとめ及び今後の普及・展開に向けた検討を行います。

### (2) 途上国向け低炭素技術のリノベーション・実証事業(補助)

途上国における低炭素技術の普及につなげるため、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助します。



## 補助内容

### 【間接補助事業】

#### I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

#### II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者: 民間団体等
2. 対象事業: (2) 途上国ごとの特性を基にした低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う事業
3. 補助割合: 中小企業: 対象経費の2/3を上限に補助、中小企業以外: 対象経費の1/2を上限に補助

## 委託内容

1. 委託事業者: 民間団体等
2. 対象事業: (1) 途上国の低炭素技術リノベーション調査事業

## 補助対象設備・委託対象等

- (1) 事業成果のとりまとめに係る人件費、旅費、謝金、印刷製本費等
- (2) 事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費

# 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業

(担当： 環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室)

30年度予算額(案) 2.5 億円  
《公募開始時期: 4月(予定)》

## 目的・意義

アジア諸国をはじめとして、世界では廃棄物起因の環境汚染が広がり、また最終処分場の逼迫など廃棄物の課題が日々大きくなっています。また、2015年に採択されたCOP21「パリ合意」等に対しても、廃棄物の観点から、気候変動政策の推進が必要です。

本事業では、技術と経験を有する我が国の循環産業の国際展開を後押しし、アジア諸国等で廃棄物・気候変動分野の課題解決に貢献します。

支援にあたっては、アジア諸国等で廃棄物政策・制度が整備される機会を捉え、二国間協力等による廃棄物政策・制度整備支援と連携して、CO2削減に率先して取り組む意欲的な我が国循環産業事業の国際展開を側面支援します。

支援を通じ、国際展開事業モデルを確立するとともに、アジア諸国等において循環型低炭素社会が形成されていくことに寄与します。

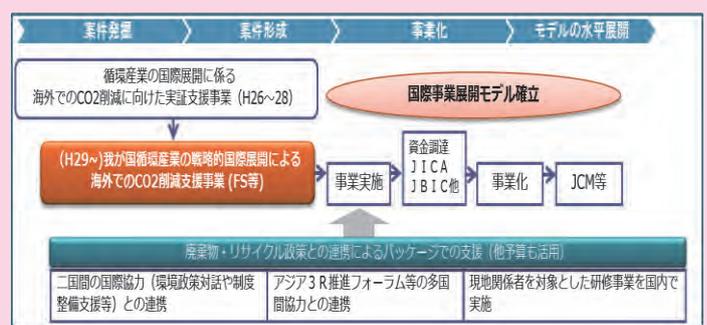
## 事業内容

モデル的にCO2を削減する循環産業国際展開事業

※の実現可能性調査等について、以下の※※を考慮して補助をします。

※ 主に、ごみ発電、メタン発酵、燃料化が本事業の対象となると考えられます。

※※廃棄物分野の二国間協力や自治体間協力との連携、温対法排出抑制等指針、CO2削減効果等



## 補助・委託内容

### 【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者: 民間事業者等
2. 対象事業: モデル的にCO2を削減する循環産業国際展開事業の実現可能性の検討や実現可能性を高めるために実施する調査や実証等
3. 補助割合: 中小企業 対象経費の2/3を上限に補助  
上記以外 対象経費の1/2を上限に補助

### 【委託事業】

1. 委託対象者: 民間事業者
2. 対象事業: 廃棄物発電等の廃棄物処理施設の導入を計画している1ヶ国(アジア、環境省が選定)に対して、発注や契約のノウハウを持つ支援機関を派遣し、優廃棄物発電事業の拡大を支援。

## 補助対象設備・委託対象

### 【補助対象事業】

実現可能性の検討費、実現可能性を高めるために実施する調査費及び実証費

### 【委託対象】

廃棄物発電の導入促進に係る計画策定費、調査費及び実証費等